

日本 ITU 協会賞規程細則

(細則の範囲)

第1条 日本ITU協会賞規程第2条に規定する協会賞の選考は、この細則の定めるところによる。

(特別賞)

第2条 特別賞の対象者は、世界の情報通信および放送分野ならびに国際協力分野の発展に向けた広範な社会貢献を通じて、特にその功績が著しい者とする。

(功績賞)

第3条

- 1 功績賞のうち、国際標準化活動分野における対象者は以下のとおりとする。
 - (1) ITUの国際会議に出席し、またはその国内調整会議に参画し、我が国のITU活動に貢献した者。
 - (2) ITU機関の職員として勤務し、ITUの活動に貢献した者。
 - (3) ITUの派遣技術専門家等として、当該国の情報通信又は放送の発展に貢献した者。
 - (4) ITU若しくは情報通信または放送に関する諸問題について著作を行い、ITUまたは我が国のITU関係諸活動に貢献した者。
 - (5) 一般財団法人日本ITU協会（以下協会という）の行うITU関連行事に協力し、または協会の発展に寄与した者。
 - (6) ITU関係諸団体（ITUとの共通課題について活動する諸団体を含む）の活動に参画し、我が国のITU活動に貢献した者。
 - (7) その他、日本ITU協会賞選考委員会において、功績賞に相応しいと認められた功績を挙げた者。
- 2 功績賞のうち、国際協力活動分野における対象者は以下のとおりとする。
 - (1) 世界情報社会サミットにおける基本宣言および行動計画の実現に貢献した者。
 - (2) 世界情報社会サミットに関連する会議、イベント等の諸活動に参画し、我が国のこれらの分野の活動に貢献した者。
 - (3) 情報通信、放送および郵便の分野における、国際協力活動に永年従事し、開発途上国のこれらの分野の発展に貢献した者。
 - (4) その他、日本ITU協会賞選考委員会において、功績賞に相応しいと認められた功績を挙げた者。

(奨励賞)

第4条 奨励賞の対象者は、第3条の功績賞に該当する領域において、既に功績を挙げており、引き続き今後もその分野での活動と貢献が期待できる者とする。

(特別功労賞)

第5条 特別功労賞の対象者は、第3条の功績賞に該当する領域において、過去に著しく高度な功労を有する者とする。個人の場合は、概ね70歳以上の者とする。

- 2 特別功労賞は、ITUまたは協会に関わる特別の記念すべき行事にあたり顕彰できるものとする。

(その他)

第6条 故人については、前回の授賞候補者推薦募集後に死亡した者を、選考の対象に加えることができる。

- 2 他機関による類似の表彰を受けた者も対象とする。

付 則

この細則は平成28年12月1日から施行する。